

委員意見に対する措置

(賞与引当金及び退職給付引当金について)

監査対象機関名	財団法人 大阪府保健医療財団
監査実施年月日	委員 平成 24 年 12 月 7 日 事務局 平成 24 年 11 月 5 日から平成 24 年 11 月 6 日まで
監査の結果	措置の状況
<p>財団法人大阪府保健医療財団では、賞与引当金及び退職給付引当金の計上を行っていない。将来の損失に備えて、引当金の計上は実施すべきであるため、適切な賞与引当金の計上と退職給付引当金の計上を実施されたい。</p> <p>また、今後、大阪府の財源に頼らずに法人経営の自立化をしていく上で、退職金の財源確保は重要であり、中期経営計画にも大きく影響を及ぼす事項であるため、十分な検討を図られたい。</p>	<p>委員意見を受けて、中期経営計画に影響を及ぼさない処理方法について検討した結果、がん予防検診部門（現：大阪がん循環器病予防センター）の職員については、平成 24 年度より退職給付引当金の計上、平成 25 年度から賞与引当金の計上を行っている。また、事務局職員については、令和 4 年度より、賞与引当金及び退職給付引当金の計上を行っている。</p> <p>なお、監査実施当時、大阪府から受託していた中河内救命救急センターの管理運営事業は、平成 29 年 4 月に地方独立行政法人市立東大阪医療センターに、循環器病予防事業については、令和 5 年 4 月に地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に事業を移管している。転籍職員の退職手当相当額については、事業移管に当たり負担している。</p>